

株式交換に関する事前開示書面  
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示書面)

2025 年 5 月 13 日

株式会社神戸製鋼所

2025 年 5 月 13 日

## 株式交換に関する事前開示書面

神戸市中央区脇浜海岸通二丁目 2 番 4 号

株式会社神戸製鋼所

代表取締役社長 勝川 四志彦

当社は、2025 年 5 月 12 日付で日本高周波鋼業株式会社（以下「日本高周波鋼業」といい、当社と総称して「両社」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 2 月 2 日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交換完全親会社、日本高周波鋼業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。なお、本株式交換は、当社においては会社法第 796 条 2 項に定める簡易株式交換に該当します。

### 記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）  
別紙 1 のとおりです。
2. 交換対価についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）  
会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項は、別紙 2 のとおりです。
3. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）  
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社に関する次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙 3 のとおりです。
  - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等がある場合の当該臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
  - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
    - ① 日本高周波鋼業は、2024 年 2 月 22 日、同社の連結子会社である高周波精密株式会社との間で、高周波精密株式会社を吸収合併消滅会社、日本高周波鋼業を吸収合併存続会社とし、効力発生日を 2024 年 4 月 1 日とする吸収合併契約を締結しています。かかる吸収合併により、日本高周波鋼業は、2024 年 4 月 1 日付けで、高周波精密株式会社が有する権利義務を承継しています。
    - ② 日本高周波鋼業は、2025 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、日本高周波鋼業を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式

交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。

- ③ 日本高周波鋼業は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求により日本高周波鋼業が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する予定です。
5. 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）
- ・ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
  - ① 当社は、2024 年 9 月 30 日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である関西熱化学株式会社の出資持分を追加取得し、連結子会社することを決議いたしました。その後、2024 年 10 月 31 日付で関西熱化学株式会社を連結子会社化いたしました。
  - ② 当社は、2025 年 2 月 6 日に、当社が保有する日本製鉄株式会社の株式（6,744,000 株）を全て売却することを決定いたしました。売却時期については、市場の動向等を見極めた上で判断いたします。
  - ③ 当社は、2025 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、日本高周波鋼業を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。
6. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）
- 会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以上

## 【別紙1】株式交換契約の内容

### 株式交換契約書

株式会社神戸製鋼所（以下「甲」という。）及び日本高周波鋼業株式会社（以下「乙」という。）は、2025年5月12日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### （本株式交換）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

#### （商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

##### 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社神戸製鋼所

住所：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

##### 乙（株式交換完全子会社）

商号：日本高周波鋼業株式会社

住所：東京都千代田区岩本町一丁目10番5号

#### （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に、0.26を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.26株の割合をもって、前項の甲の普通株式を割り当てる。

3 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

#### （資本金及び準備金に関する事項）

第4条 本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

##### （1）資本金の額

0 円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

(3) 利益準備金の額

0 円

(効力発生日)

第 5 条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026 年 2 月 2 日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

(株式交換契約承認株主総会)

第 6 条 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求めるものとする。

2 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を求めるものとする。

(会社財産の管理等)

第 7 条 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、且つ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙が協議し合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

(剰余金の配当等)

第 8 条 甲は、2025 年 3 月 31 日を基準日として、1 株当たり 55 円を限度として、また、2025 年 9 月 30 日を基準日として、1 株当たり 55 円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。

2 甲は、2025 年 5 月 12 日開催の取締役会において決議した以下の内容の自己株式取得を行うことができる。

(1) 取得する株式の種類 : 甲普通株式

(2) 取得する株式の総数 : 190 万株

- (3) 株式の取得価額の総額 : 39 億円  
(4) 取得する期間 : 2025 年 5 月 13 日から 2025 年 6 月 9 日  
(5) 取得の方法 : 市場買付

- 3 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当及び本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

（自己株式の処理）

- 第 9 条 乙は、本効力発生日の前日までになされる取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却するものとする。

（本契約の変更及び解除）

- 第 10 条 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

- 第 11 条 本契約は、本効力発生日の前日までに本契約について第 6 条第 1 項ただし書に定める甲の株主総会の決議による承認（ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合に限り。）若しくは第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合、本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

（準拠法及び管轄裁判所）

- 第 12 条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、その解決を図るものとする。

(本頁以下余白)

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 5 月 12 日

甲： 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目 2 番 4 号  
株式会社神戸製鋼所  
代表取締役社長 勝川 四志彦

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 5 月 12 日

乙： 東京都千代田区岩本町一丁目 10 番 5 号  
日本高周波鋼業株式会社  
代表取締役社長 小椋 大輔

【別紙 2】交換対価についての定め相当性に関する事項

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換における会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項について、以下のとおり、これを相当と判断いたしました。

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

|                     | 当社<br>(株式交換完全親会社)   | 日本高周波鋼業<br>(株式交換完全子会社) |
|---------------------|---------------------|------------------------|
| 本株式交換に係る割当比率        | 1                   | 0.26                   |
| 本株式交換により交付する<br>株式数 | 当社株式：1,840,444株（予定） |                        |

(注1) 株式の割当比率

日本高周波鋼業の普通株式（以下「日本高周波鋼業株式」といいます。）1株に対して、神戸製鋼所の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.26株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において当社が保有する日本高周波鋼業株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が日本高周波鋼業の発行済株式（ただし、当社が保有する日本高周波鋼業株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における日本高周波鋼業の株主の皆様（ただし、以下の日本高周波鋼業による自己株式の消却後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有する日本高周波鋼業株式に代えて、その保有する日本高周波鋼業株式の数の合計に本株式交換比率を乗じて得た株数の当社株式を交付いたします。

また、当社が交付する株式は、当社が本日時点で保有する自己株式及び当社が本日以降に新たに取得する自己株式の一部を充当する予定であり、現時点で本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。当社による本日以降の新たな自己株式の取得に関しては、2025年5月12日に別途公表しております当社のプレスリリース「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、日本高周波鋼業は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する日本高周波鋼業の取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって日本高周波鋼業が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。本株式交換によって割当交付する株式数については、日本高周波鋼業による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる日本高周波鋼業の株主の皆様については、当社の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項の規定及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の当社株式の交付を受けることとなる日本高周波鋼業の株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

(2) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社及び本株式交換後に日本高周波鋼業の特殊鋼事業の取得を予定している大同特殊鋼株式会社（以下「大同特殊鋼」といいます。）から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定いたしました。当社はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選定し、日本高周波鋼業はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社においては、下記「(5) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村証券から 2025 年 5 月 9 日付で取得した株式交換比率に関する算定書、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、当社が日本高周波鋼業に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、日本高周波鋼業においては、下記「(5) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、日本高周波鋼業のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルから 2025 年 5 月 9 日付で取得した株式交換比率に関する算定書、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言、支配株主である当社及び大同特殊鋼との間で利害関係を有しない

独立した委員のみから構成される特別委員会からの指示、助言及び2025年5月12日付で受領した答申書（詳細については、下記「(5) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」の「③ 日本高周波鋼業における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、日本高周波鋼業の少数株主の皆様様の利益に資するとの判断に至ったため、日本高周波鋼業は本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、両社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、当社が日本高周波鋼業に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

### (3) 算定に関する事項

#### ① 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である野村證券、日本高周波鋼業の第三者算定機関である山田コンサルはいずれも、両社及び大同特殊鋼から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### ② 算定の概要

##### (i) 野村證券による算定

野村證券は、当社については、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025年5月9日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

日本高周波鋼業については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025年5月9日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、同社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

| 採用手法    | 株式交換比率の算定結果 |
|---------|-------------|
| 市場株価平均法 | 0.21～0.23   |
| 類似会社比較法 | 0.16～0.24   |
| DCF法    | 0.19～0.27   |

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。日本高周波鋼業の財務予測その他将来に関する情報については、日本高周波鋼業の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2025年5月9日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券が DCF 法による算定の根拠とした日本高周波鋼業の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期において、鋳鉄事業の売上の増加と営業利益率の改善により、対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(ii) 山田コンサルによる算定

山田コンサルは、当社については、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2025年5月9日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

日本高周波鋼業については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2025年5月9日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、同社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

| 採用手法    | 株式交換比率の算定結果 |
|---------|-------------|
| 市場株価法   | 0.20～0.24   |
| 類似会社比較法 | 0.03～0.12   |
| DCF 法   | 0.18～0.66   |

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び日本高周波鋼業から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。日本高周波鋼業の財務予測その他将来に関する情報については、日本高周波鋼業の経営陣により算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサル

ルの算定は算定時点までに山田コンサルが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、山田コンサルの算定は、日本高周波鋼業の取締役会及び本特別委員会（以下「(5) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)」の「③ 日本高周波鋼業における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」に定義します。）が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、山田コンサルが DCF 法による算定の根拠とした日本高周波鋼業の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 3 月期において、製品構成改善や品質・操業コストの改善により特殊鋼事業と鑄鉄事業の売上と営業利益率が増加し、営業利益 850 百万円（前期は赤字）が見込まれております。2027 年 3 月期において、特殊鋼事業は引き続き製品構成改善を図ることによる売上総利益率の増加により、営業利益 1,290 百万円（前期比+51.7%）が見込まれております。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

#### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2026 年 2 月 2 日（予定））をもって、日本高周波鋼業は当社の完全子会社となり、日本高周波鋼業株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2026 年 1 月 29 日付で上場廃止（最終売買日は 2026 年 1 月 28 日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、日本高周波鋼業株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。日本高周波鋼業株式が上場廃止となった後も、本株式交換の対価として交付される当社株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も東京証券取引所プライム市場において取引が可能であることから、基準時において日本高周波鋼業株式を 385 株以上所有し、本株式交換により当社の単元株式数である 100 株以上の当社株式の割当てを受ける株主の皆様は、その保有する日本高周波鋼業株式の数に応じて一部単元株式数に満たない当社株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の当社株式については引き続き東京証券取引所プライム市場において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において 385 株未満の日本高周波鋼業株式を保有する当社の株主の皆様には、当社株式の単元株式数である 100 株に満たない当社株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、当社に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能です。詳細については、上記「(1) 本株式交換に係る割当ての内容」(注 3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の詳細については、上記「(1) 本株式交換に係る割当ての内容」の(注 4)「1 株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、日本高周波鋼業の株主の皆様は、最終売買日である 2026 年 1 月 28 日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する日本高周波鋼業株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適

法な権利を行使することができます。

(5) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

両社は、当社が、本日現在、日本高周波鋼業株式 7,575,300 株（2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（14,687,617 株）から日本高周波鋼業の自己株式数（33,685 株）を控除した株式数（14,653,932 株）に占める割合にして 51.69%）を保有し、日本高周波鋼業が当社の連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、当社は、両社及び大同特殊鋼から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2025 年 5 月 9 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、日本高周波鋼業は、両社及び大同特殊鋼から独立した第三者算定機関である山田コンサルを選定し、2025 年 5 月 9 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

上記各算定書の概要は上記「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換比率が当社又は日本高周波鋼業の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、両社及び大同特殊鋼の、日本高周波鋼業の非公開化及び大同特殊鋼による日本高周波鋼業の特殊鋼事業の取得（以下「本取引」といいます。）の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選任し、本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、両社及び大同特殊鋼から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、日本高周波鋼業は、本取引の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、両社及び大同特殊鋼から独立しており、両社及び大同特殊鋼との間で重要な利害関係を有しません。

③ 日本高周波鋼業における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

日本高周波鋼業は、2024 年 8 月 27 日、本取引について検討を進めるに当たり、取引条件の公正性を担保し、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、日本高周波鋼業の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避するとともに、日本高周波鋼業が本取引を行う旨の決定をすることが日本高周波鋼業の一般株主の皆様にとって不利益なものではないことを確認することを目的として、いずれも、当社及び大同特殊鋼と利害関係を有しておらず、日本高周波鋼業の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役である宮島哲也氏及び長野寛之氏、並びに日本高周波鋼業の社外監査役である高尾和一郎氏の合計 3 名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました（なお、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。）。

日本高周波鋼業の取締役会は、本取引を検討するに当たって、本特別委員会に対し、2025年4月3日に、(i)本取引の目的は正当性を有するか（本取引が日本高周波鋼業の企業価値向上に資するかを含む。）、(ii)本取引の条件（本株式交換に係る株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか、(iii)本取引において、公正な手続を通じた日本高周波鋼業の株主の利益への十分な配慮がなされているか、(iv)上記(i)から(iii)のほか、本取引は少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下(i)乃至(iv)を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました（なお、本取引は、当初、日本高周波鋼業の非公開化の方法として公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を実施するものであったことから、2024年8月27日の本特別委員会の設置時の諮問事項から、日本高周波鋼業の非公開化の方法として株式交換を実施することを前提とした諮問事項に修正しております。）。

本特別委員会は、2024年9月4日から2025年5月9日までに、合計15回、約17.5時間にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、日本高周波鋼業が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサル並びに法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会は、2024年9月24日、両社及び大同特殊鋼から独立した独自の財務アドバイザーとして Stand by C を選任いたしました。本特別委員会は、Stand by C が両社及び大同特殊鋼の関連当事者には該当しないこと、並びに両社及び大同特殊鋼との間で重要な利害関係を有していないことを確認しております。

その上で、日本高周波鋼業からは、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換比率の算定の前提となる日本高周波鋼業の事業計画の作成手続及び内容、本株式交換の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、当社に対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、当社から、本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、本取引により創出されるシナジーの内容・シナジー創出に向けた具体的な施策、本取引を選択した理由、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、本株式交換比率その他の条件等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、日本高周波鋼業の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に係る日本高周波鋼業の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。更に、日本高周波鋼業のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルから、本株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、また、その独自の財務アドバイザーである Stand by C から受けた財務的見地からの助言も踏まえて検討を行いました。

なお、本特別委員会は、両社間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、当社から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、日本高周波鋼業に意見する等して、当社との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本取引は、日本高周波鋼業の一般株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2025年5月12日付で、委員全員の一致で、日本高周波鋼業の取締役会に対して

提出しております。本特別委員会の答申書の概要は、次のとおりです。

(a) 答申内容

(i) 本取引は日本高周波鋼業の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は正当であり、かつ合理的であると認められる。

(ii) 本取引の条件（本株式交換に係る株式交換比率を含む。）は公正性・妥当性が確保されていると考えられる。

(iii) 本取引において、公正な手続を通じた日本高周波鋼業の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

(iv) 上記(i)から(iii)のほか、日本高周波鋼業にとって本取引を行うことについての決定が少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。

(b) 答申理由

1 本取引の目的は正当・合理的と認められるか（本取引が日本高周波鋼業の企業価値向上に資するかを含む。）

本特別委員会は、本取引に至る背景・経緯、本取引の目的及び本取引により得られるシナジー等について、日本高周波鋼業、大同特殊鋼及び当社に対するヒアリングを行い確認した。その内容をまとめると、大要、以下のとおりである。

A) これまでに両社は、連携を強化することで日本高周波鋼業の収益性の改善や金型・工具事業の合理化等の企業価値向上に向けた取り組みを進めてきた。

B) その結果、当社は、日本高周波鋼業が収益性を更に改善し、安定した事業運営が可能な状態となるには、上場会社として独立した事業運営を続けるよりも、日本高周波鋼業の特殊鋼事業をコア事業とし、事業基盤の構築に関する強力なサポートを行うことが可能な第三者との資本提携によって、収益性の改善及び安定した事業運営体制の再構築を目指すことが必要だと判断するに至った。

C) こうした中で、当社は、以前より接点のあった大同特殊鋼との間で、日本高周波鋼業の特殊鋼事業の譲渡について協議及び検討を開始した。当社は、特殊鋼事業を中核事業として位置づけ、高い専門性と豊富な経験を有する大同特殊鋼に日本高周波鋼業の特殊鋼事業を譲渡し、鋳鉄事業については引き続きKOBELCOグループとして事業を運営することで、両社の企業価値向上を目指すことが最善の選択と考えるに至った。

D) その後も当社及び大同特殊鋼間で協議を重ね、2024年5月31日には、当社及び大同特殊鋼から日本高周波鋼業に対して、日本高周波鋼業の非公開化及び大同特殊鋼による日本高周波鋼業の特殊鋼事業の取得を提案した。

E) 当社は、非公開化の手法として公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を実施することも想定されるものの、当社株式を対価とする株式交換によって日本高周波鋼業を完全子会社化することで、日本高周波鋼業の少数株主にとって、当社株式の保有を通じて、本取引によって当社に生じることが期待される事業ポートフォリオの最適化を含む当社の全社戦略を通じて生みだされる利益を享受することが可能となることや、当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場しており流動性が確保されているため、当社株式を保有し続けることも、日本高周波鋼業の少数株主の皆様が希望する場合には随時現金化す

ることも可能となることから、日本高周波鋼業の少数株主の利益にも資するため、日本高周波鋼業を非公開化する手法として当社株式を対価とする株式交換による完全子会社化を選択することが望ましいと考えるに至った。

次に、日本高周波鋼業によれば、本取引により期待されるシナジーは以下のとおりである。

- (i) 生産アロケーション・生産レイアウト最適化によるコストダウン、生産量の拡大及び重複投資の抑制  
日本高周波鋼業及び大同特殊鋼においては、生産アロケーション・生産レイアウトの最適化を通じて、余剰キャパシティの活用による生産効率性の向上及び生産量・生産ロットの拡大を図ることが可能となる。また、重複投資を抑制することでキャッシュフローを改善し、日本高周波鋼業の特殊鋼事業の競争力の底上げを実現できるものと考えられる。
- (ii) 大同特殊鋼グループが持つ国内外の広範なネットワークの活用による、プレゼンスの向上及び売上拡大  
国内事業において、日本高周波鋼業グループと大同特殊鋼グループの販売網共有によりプレゼンスを高めることで新規顧客を獲得し、海外事業においては、日本高周波鋼業グループは大同特殊鋼グループの広範な海外ネットワークを活用し、日本高周波鋼業グループの商品の販売を促進することで、日本高周波鋼業グループの売上拡大及びサービス向上が可能と考えている。
- (iii) 各機能の共有化・集約化によるリソースの最適化、及び流通機能の統合  
日本高周波鋼業グループと大同特殊鋼グループの営業部門、研究部門、調達部門、物流部門、コーポレート部門等において、リソースの最適化を行うことを企図している。また、中長期的には、流通機能の統合を図っていくことで、日本高周波鋼業グループと大同特殊鋼グループの効率的な運営を促進するとともに、サービス向上及びコスト削減を図っていくことを検討している。

本取引を通じて日本高周波鋼業は上場廃止となり、一般的な上場のメリットとして挙げられるエクイティファイナンスによる資金調達手段の多様化、知名度向上による信用力の向上及び採用活動への好影響、会計監査を受けることによる財務への信頼性の向上等のメリットを失う可能性がある。しかし、日本高周波鋼業は2000年4月以降エクイティファイナンスによる資金調達を実施しておらず、エクイティファイナンスの手段がなくなることによる資金調達へのデメリットは実質的にないものと考えられること、日本高周波鋼業の知名度は、その業歴の長さ、事業の実績等から既に十分に高く、非上場会社となったとしても知名度の低下のリスクは低く、人材採用等への悪影響は想定されないと考えられること、本取引実施後も当社及び大同特殊鋼の連結の会計監査の対象となることから財務への信頼性は維持可能と考えられることなどを踏まえると、日本高周波鋼業は、上場廃止によって生じるデメリットは限定的であり、その

一方で本取引実施によって得られるメリットの方が大きいと考えている。

以上の、本取引に至る経緯、日本高周波鋼業の経営課題、本取引の目的及び本取引により得られるシナジー等についての説明内容については、いずれも特段不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められる。

したがって、本取引は日本高周波鋼業の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は正当であり、かつ合理的であると認められる。

## 2 本取引の条件（株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか

### （1）本取引に係るスキームの妥当性

通常、株式交換完全子会社の株主は、株式交換実施後も、株式交換完全親会社への出資を通じて、株式交換完全子会社の企業価値向上による果実を間接的に享受することができる関係にある。他方で、本取引では、少なくとも特殊鋼事業に関しては大同特殊鋼に譲渡されることから、上記の関係が成り立たず、投資の強制的な終了を伴うこととなる。

投資の強制的な終了を伴うスキームとして、実務上、採用される手法としては、金銭対価の公開買付け（日本高周波鋼業の非公開化を目的とするものに限る。）又は株式交換も考えられるが、当社からは、日本高周波鋼業の事業環境の不透明さから、現金を対価として日本高周波鋼業の株主から株式を取得する手法は難しいとの回答がなされた。

加えて、日本高周波鋼業は、大同特殊鋼が当社の保有する日本高周波鋼業株式のみを公開買付けを通じて取得する方法についての可能性を当社に対して確認したところ、大同特殊鋼は鑄鉄事業の取得を考えていないことや、大同特殊鋼は日本高周波鋼業の非公開化を希望していることから、同じく採用が難しいとの回答がなされた。

以上の点から、本特別委員会は本取引に係るスキームの変更は困難であるということを経験として、本株式交換を含む本取引に係るスキームの妥当性を検討すると、以下の点から、本取引の方法及び取引対価の種類等に不合理な点は認められず、適切なものと考えられる。

- ① 本株式交換において、日本高周波鋼業の株主は、当社株式の保有を通じて、日本高周波鋼業の鑄鉄事業に期待されるシナジー効果を間接的に享受できる関係が認められる。
- ② 本取引を通じて、日本高周波鋼業の株主は日本高周波鋼業の特殊鋼事業への投資が終了となるものの、本株式交換に関しては、（日本高周波鋼業において2期連続の営業赤字が見込まれている状況においても）株式交換比率の設定に際して一定のプレミアムが付されており、本取引の実施後に想定されている日本高周波鋼業の特殊鋼事業に係る各種施策の実行を通じた、日本高周波鋼業の特殊鋼事業に期待されるシナジー効果が、日本高周波鋼業の株主にも公平に分配されているという。
- ③ 本株式交換に際して割当交付される当社株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、少なくとも日本高周波鋼業株式よりも流動性が高いと考えられ、本株式交換あるいはその後の事業展開等に納得

いかない場合は、本株式交換により取得する当社株式を市場で売却し、現金化することもでき、投資を回収する機会が保障されている。

(2) 株式交換比率に関する検討

本特別委員会は、株式交換比率である 1 : 0.26（日本高周波鋼業株式 1 株に対して当社株式 0.26 株を割当て）は、以下の理由から公正かつ相当な比率であると考ええる。

- (i) 株式交換比率について、両社及び大同特殊鋼から独立した本特別委員会が交渉を行うことにより、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、すなわち独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、初回提案である 1 : 0.22（日本高周波鋼業株式 1 株に対して当社株式 0.22 株を割当て）から最終提案に係る比率である 1 : 0.26（日本高周波鋼業株式 1 株に対して当社株式 0.26 株を割当て）まで、当社による合計 6 回の提案を経て合意された比率であり、真摯な交渉を重ねた上で合意に至った比率であると考えられること。
- (ii) 本株式交換の公表日の前営業日（2025 年 5 月 9 日）における当社株式の市場価格を基に算出した対価相当額 434 円は、2022 年 5 月 10 日以降 2025 年 5 月 9 日までの 3 年間においては、土地売却の影響が株価に影響を与えていたとも考えられる 2023 年 8 月 2 日付プレスリリース「子会社の固定資産の譲渡による特別利益の計上に関するお知らせ」を公表した翌日の 2023 年 8 月 3 日から、2024 年 8 月 2 日付プレスリリース「第 2 四半期連結累計期間及び通期連結業績予想の修正について」を公表した翌日の 2024 年 8 月 3 日までの期間を除くと日本高周波鋼業株式の場中を含む高値を上回っており、同期間に市場で日本高周波鋼業株式を取得した株主に経済的不利益が生じない水準であること。
- (iii) 山田コンサルが株式価値を算定するにあたり前提とした日本高周波鋼業の事業計画に関して、株式交換比率が不合理に低く算定されるような前提を置いているなどの不合理な点は認められなかったこと。
- (iv) 山田コンサルによる株式交換比率算定結果は、当社の市場株価法の株式価値算定結果に対して、市場株価法では 0.20～0.24、類似会社比較法では 0.03～0.12、DCF 法では 0.18～0.66 となり本株式交換に係る交換比率については、山田コンサルによる株式交換比率の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法の算定レンジの上限を上回り、DCF 法による算定結果のレンジの範囲内であること。
- (v) 日本高周波鋼業の株式 1 株に対して当社株式 0.26 株という株式交換比率は、本株式交換の公表日の前営業日（2025 年 5 月 9 日）を算定基準日として、基準日の終値による株価比率、直近 1 ヶ月の終値による株価比率の単純平均、直近 3 ヶ月の終値による株価比率の単純平均及び直近 6 ヶ月の終値による株価比率の単純平均をもとに算定された比率に対して 11.0%、20.6%、25.6%及び 18.5%のプレミアムをそれぞれ加えた比率である。これは、経済産業省により策定された「公正な

M&Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日以降に公表された類似事例（組織再編実施前の時点で対象会社を買収者の上場子会社かつ、買収者が上場会社、かつ株式交換比率について公表日の前営業日を基準日として、基準日の終値、基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値に基づいて算定された比率のいずれに対してプレミアムを加えた比率となっている事例）におけるプレミアム水準と照らしても遜色のない水準であり、相応のプレミアムが付されているものと認められる。特に、日本高周波鋼業は、2020年3月期、2021年3月期、2023年3月期及び2025年3月期に親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2024年3月期及び2025年3月期に営業損失及び経常損失を計上しており、事業の収益性において不安定さを抱えていることから大幅なプレミアムを見込むことが困難な状況にある。かつ、これに加えて、日本高周波鋼業は、2025年5月12日付で「特別損失（減損損失）の計上に関するお知らせ」を公表の上、特殊鋼生産設備等及び特殊鋼販売拠点に関して7,364百万円の減損損失を計上することを一般に公表予定であるところ（以下「本件減損」という。）、当該公表がなされた場合には日本高周波鋼業株式の市場株価は相応に下落する可能性があり、当該公表がなされる前の日本高周波鋼業株式の市場株価を基準として一定程度のプレミアムが付されている株式交換に係る提案を承認することは株主利益の観点から一定の合理性があるものと考えられること（注）。

（注）日本高周波鋼業によれば、本件減損は、本取引の交渉・協議・検討とは無関係に、日本高周波鋼業の事業の状況を原因として、日本高周波鋼業の監査法人からの指摘により議論が開始されており、本株式交換に係る株式交換比率の協議に影響を与える意図等は存在しない。

以上を総合的に考慮すると、株式交換比率を含む本取引の条件は妥当性が確保されていると考えられる。

### 3 本取引における、公正な手続を通じた日本高周波鋼業の株主の利益への十分な配慮がなされているか

日本高周波鋼業は、本株式交換に係る手続の公正性の担保、本株式交換の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下の対応を実施している。以下を総合的に考慮すると、本取引において、公正な手続を通じた日本高周波鋼業の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

#### （1） 本特別委員会の設置

日本高周波鋼業は、本取引の検討にあたり、日本高周波鋼業の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として本特別委員会を設置しているところ、以下に述べるとおり、本特別委員会は、独立性を有し、かつ、特別委員会としての実効性を高めるた

めの実務上の措置が採られた上で、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、本取引の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。

(a) 委員構成・独立性

本特別委員会の各委員は、日本高周波鋼業の社外取締役 2 名及び社外監査役 1 名により構成されているところ、当該各委員は、両社及び大同特殊鋼並びに本取引の成否から独立しており、また、その報酬についても、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていない。

以上に照らせば、本特別委員会の各委員について独立性はいずれも認められるものと考えられる。

(b) 交渉過程に関与する権限の付与

日本高周波鋼業の取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対して、本取引に係る取引条件等について当社及び大同特殊鋼と交渉を行う権限を付与している。

(c) 外部アドバイザー等の選任権限等の付与

日本高周波鋼業の取締役会は、本特別委員会の設置の決議に際し、本特別委員会に対し、日本高周波鋼業が選任する外部アドバイザーを利用することができるほか、必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限（この場合の費用は日本高周波鋼業が負担するものとされている。）を付与している。

これを受けて、本特別委員会は、Stand by C に対するヒアリングを通じて独立性に問題ないことを確認の上、独自の財務アドバイザーとして Stand by C を選任した。

(d) 日本高周波鋼業の取締役会における本特別委員会の判断の取扱い

日本高周波鋼業の取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重するものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、日本高周波鋼業の取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しない旨を決議している。

(2) 日本高周波鋼業における外部専門家からの独立した専門的助言等の取得

(a) 第三者算定機関からの株式交換比率に関する算定書の取得

日本高周波鋼業は、両社及び大同特殊鋼並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを選任の上、同社に対して本株式交換に係る株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率に関する算定書を取得している。

(b) リーガル・アドバイザーからの法的助言等の取得

日本高周波鋼業は、両社及び大同特殊鋼並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、本株式交換に関する日本高周波鋼業の取締役会の意思決定の過程、方法、その他の本株式交換に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受け、また、当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果として法務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。

(c) 会計・税務アドバイザーからのデュー・ディリジェンス結果の取得

日本高周波鋼業は、両社及び大同特殊鋼並びに本取引の成否から独立した会計・税務アドバイザーとして税理士法人山田&パートナーズを選任し、税理士法人山田&パートナーズより、当社に対する会計・税務デュー・ディリジェンスの結果として会計・税務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。

(3) 交渉過程における当社関係者の関与による不当な影響の不存在

日本高周波鋼業の取締役のうち、小椋大輔代表取締役社長（2023年4月に当社から日本高周波鋼業に転籍）、小谷清久取締役（2024年4月に当社から日本高周波鋼業に転籍）及び生治理仁取締役（2024年6月以降、当社の従業員と日本高周波鋼業の取締役を兼務）を除く4名の取締役により、取締役会において本取引に係る審議を行っている（加えて、日本高周波鋼業の監査役のうち、谷川通隆監査役（2022年6月に当社の子会社であるコベルコ建機株式会社から日本高周波鋼業に転籍）は当該審議に参加していない。）。

さらに、これらの取締役及び監査役は、本取引に係る2025年5月12日開催の取締役会決議についても審議及び決議に参加しない予定である。

そして、本株式交換における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を回避する観点から、小椋大輔代表取締役社長、小谷清久取締役及び生治理仁取締役に加え、谷川通隆監査役は、日本高周波鋼業の立場で本取引に係る検討及び協議・交渉に参加していない。

他方で、小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役は、日本高周波鋼業の事業計画の策定に際しては、日本高周波鋼業の役職員に係る人員の都合上、関与が必須であることから、日本高周波鋼業からの要望により、事業計画の策定に関与をしている。小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役による日本高周波鋼業の事業計画の策定過程の関与に関しては、事業計画の内容や策定の経緯に関して、山田コンサル及び、Stand by Cからの質疑を通じた確認を経ており特段問題視すべき事情の指摘がなされていない。

そのため、小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役の事業計画の策定への関与について特段問題視すべき事象は見当たらない。

(4) 日本高周波鋼業による協議・交渉

日本高周波鋼業は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本株式交換に係る株式交換比率について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を当社との間で複数回に亘って行っている。

なお、当該協議・交渉にあたっては、本特別委員会は、日本高周波鋼業から当該協議・交渉の経緯及び内容等について適時に報告を受け、本特別委員会を通じて方針等を協議し、意見を述べるなどした上で行うなど、本特別委員会が当社との交渉過程に実質的に関与する形で行われている。

(5) マーケットチェックに関する事項

両社間において、潜在的な買収者による対抗提案を制限するような合意等は存在しない。

他方で、現在、当社は、日本高周波鋼業の株式の50%超を保有する支配株主であるところ、当社は本取引の提案主体として、本取引の実施を推進していることから、日本高周波鋼業において積極的なマーケットチェックを実施する必要性が高いとは認められず、積極的なマーケットチェックに係る施策を実施していないとしても不合理とは認められない。

(6) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件に関する事項

日本高周波鋼業は、本株式交換の実施に関して、株主総会において、一定数以上（当社以外の株主の議決権の過半数）の賛成の議決権行使が行われなかったことを株式交換契約の解除条件として設定することなどの対応を行っていない（いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件）。

しかしながら、支配株主による従属会社の買収のように、対象会社の株式の保有割合が高い買収者によるM&Aにおいては、当該マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することにより、企業価値の向上に資するM&Aが阻害される懸念等も指摘されているところである。

本株式交換についても、当社は、日本高周波鋼業の株式の総株主の議決権の50%超を保有する支配株主であることから、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することで、上記の阻害効果が懸念されることから、当該条件を設定しないことについて不合理とは認められない。

(7) 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

本株式交換に係るプレスリリースにおいては、法令や東京証券取引所の適時開示規制に沿った開示が予定されているほか、日本高周波鋼業の一般株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

4 上記1から3のほか、日本高周波鋼業による本取引を行うことについての決定が少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

以上のとおり、(i) 本取引は日本高周波鋼業の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられ、(ii) 株式交換比率を含む本取引の条件には公正性・妥当性が確保されていると考えられ、(iii) 本取引において、公正な手続を通じた日本高周波鋼業の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

日本高周波鋼業による本取引を行うことについての決定は、少数株主にとって

不利益なものではないと考えられる。

- ④ 日本高周波鋼業における利害関係を有しない取締役会全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本取引に関する議案を決議した本日開催の日本高周波鋼業の取締役会においては、日本高周波鋼業の取締役 7 名のうち、小椋大輔代表取締役社長（2023 年 4 月に当社から日本高周波鋼業に転籍）、小谷清久取締役（2024 年 4 月に当社から日本高周波鋼業に転籍）及び生治理仁取締役（2024 年 6 月以降、当社の従業員と日本高周波鋼業の取締役を兼務）を除く 4 名の取締役により審議の上、その全員の賛成により本取引の実施を決議しております。なお、小椋大輔代表取締役社長、小谷清久取締役及び生治理仁取締役に加え、谷川通隆監査役（2022 年 6 月に当社の子会社であるコベルコ建機株式会社から日本高周波鋼業に転籍）は、日本高周波鋼業の立場で本取引に係る検討及び協議・交渉に参加していません。他方で、小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役は、日本高周波鋼業の事業計画の策定に際しては、日本高周波鋼業の役職員に係る人員の都合上、関与が必須であることから、特別委員会からの承認を得て、日本高周波鋼業からの要望により、事業計画の策定に関与をしております。

- ⑤ 本特別委員会における独立した財務アドバイザーからの助言の取得

本特別委員会は、上記「③ 日本高周波鋼業における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、両社及び大同特殊鋼から独立した独自の財務アドバイザーとして Stand by C を選任し、Stand by C から本株式交換比率の算定等に関する助言を得ております。なお、Stand by C は、両社及び大同特殊鋼の関連当事者には該当せず、両社及び大同特殊鋼との間で重要な利害関係を有しません。

## 2. 交換対価として当社株式を選択した理由

両社は、本株式交換の対価として、当社株式を選択いたしました。

当社株式は東京証券取引所プライム市場において取引されており、本株式交換後も同市場において取引機会が確保されていることから、上記の選択は適切であると判断しております。

## 3. 本株式交換により増加する株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項の定め の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。以下の資本金及び準備金の額は、会社計算規則及び公正な会計基準等に基づくものであり、また、当社の資本政策にも合致するものであることから、相当であると判断しております。

資本金の額： 0 円

資本準備金の額： 会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

利益準備金の額： 0 円

【別紙3】株式交換完全子会社である日本高周波鋼業の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

## 第 9 9 期 連結計算書類及び計算書類

自 2 0 2 3 年 4 月 1 日

至 2 0 2 4 年 3 月 3 1 日

- 1) 連 結 貸 借 対 照 表
- 2) 連 結 損 益 計 算 書
- 3) 連結株主資本等変動計算書
- 4) 連 結 注 記 表
- 5) 貸 借 対 照 表
- 6) 損 益 計 算 書
- 7) 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- 8) 個 別 注 記 表

日 本 高 周 波 鋼 業 株 式 会 社

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

| 科 目                | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
|--------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>     | <b>38,958</b> 百万円 | <b>負 債 の 部</b>   | <b>17,189</b> 百万円 |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>25,949</b>     | <b>流 動 負 債</b>   | <b>13,121</b>     |
| 現金及び預金             | 166               | 支払手形及び買掛金        | 2,567             |
| 預 け 金              | 663               | 電 子 記 録 債 務      | 4,215             |
| 受 取 手 形            | 1,958             | 短 期 借 入 金        | 2,025             |
| 売 掛 金              | 6,039             | 長期借入金(1年以内返済)    | 85                |
| 製 品                | 3,769             | 未 払 金            | 121               |
| 仕 掛 品              | 5,585             | 未 払 費 用          | 1,223             |
| 原材料及び貯蔵品           | 7,612             | 未 払 法 人 税 等      | 1,945             |
| そ の 他              | 165               | 賞 与 引 当 金        | 354               |
| 貸 倒 引 当 金          | △12               | 営 業 外 支 払 手 形    | 215               |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>13,008</b>     | そ の 他            | 367               |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>10,748</b>     | <b>固 定 負 債</b>   | <b>4,068</b>      |
| 建物及び構築物            | 2,209             | 役員退職慰労引当金        | 60                |
| 機械装置及び運搬具          | 3,695             | 退職給付に係る負債        | 2,936             |
| 土 地                | 4,304             | 土地再評価に係る         | 971               |
| 建 設 仮 勘 定          | 283               | 繰 延 税 金 負 債      |                   |
| そ の 他              | 254               | そ の 他            | 99                |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>142</b>        | <b>純 資 産 の 部</b> | <b>21,768</b>     |
| ソフトウェア             | 134               | <b>株 主 資 本</b>   | <b>19,573</b>     |
| そ の 他              | 7                 | 資 本 金            | 12,721            |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,117</b>      | 利 益 剰 余 金        | 6,891             |
| 投資有価証券             | 895               | 自 己 株 式          | △39               |
| 退職給付に係る資産          | 551               | その他の包括利益累計額      | 2,195             |
| 繰 延 税 金 資 産        | 543               | その他有価証券評価差額金     | 197               |
| そ の 他              | 152               | 土 地 再 評 価 差 額 金  | 2,202             |
| 貸 倒 引 当 金          | △25               | 退 職 給 付 に 係 る    | △204              |
|                    |                   | 調 整 累 計 額        |                   |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>38,958</b>     | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>38,958</b>     |

## 連結損益計算書

( 2023年 4 月 1 日から  
2024年 3 月31日まで )

| 科 目             |        | 金 額    |
|-----------------|--------|--------|
|                 | 百万円    | 百万円    |
| 売上高             |        | 36,614 |
| 売上原価            |        | 34,694 |
| 売上総利益           |        | 1,920  |
| 販売費及び一般管理費      |        | 3,555  |
| 営業損失            |        | △1,635 |
| 営業外収益           |        |        |
| 受取利息及び配当金       | 74     |        |
| 受取賃貸料           | 14     |        |
| 保険配当金           | 28     |        |
| その他の収益          | 20     | 138    |
| 営業外費用           |        |        |
| 支払利息            | 60     |        |
| 売上債権売却損         | 13     |        |
| その他の費用          | 14     | 88     |
| 経常損失            |        | △1,585 |
| 特別利益            |        |        |
| 固定資産売却益         | 10,119 |        |
| 投資有価証券売却益       | 35     | 10,155 |
| 特別損失            |        |        |
| 固定資産処分損         | 74     |        |
| 減損損失            | 133    |        |
| 災害による損失         | 31     |        |
| 事業整理損           | 118    | 357    |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 8,212  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,791  |        |
| 法人税等調整額         | △191   | 1,599  |
| 当期純利益           |        | 6,612  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 6,612  |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2023年 4 月 1 日から  
2024年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |         |         |           |
|---------------------------------|---------|---------|---------|-----------|
|                                 | 資 本 金   | 利 余 益 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 |
| 当 期 首 残 高                       | 12,721  | 352     | △39     | 13,034    |
| 当 期 変 動 額                       |         |         |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                     |         | △73     |         | △73       |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益         |         | 6,612   |         | 6,612     |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |         |         | △0      | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |         |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | —       | 6,538   | △0      | 6,538     |
| 当 期 末 残 高                       | 12,721  | 6,891   | △39     | 19,573    |

|                                 | その他の包括利益累計額                   |                    |                      |                               | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|-------------------------------|--------------------|----------------------|-------------------------------|-----------|
|                                 | そ の 他<br>有 価 証 券 金<br>評 価 差 額 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 退職給付に係る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                       | 148                           | 2,202              | △249                 | 2,101                         | 15,136    |
| 当 期 変 動 額                       |                               |                    |                      |                               |           |
| 剰 余 金 の 配 当                     |                               |                    |                      |                               | △73       |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益         |                               |                    |                      |                               | 6,612     |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |                               |                    |                      |                               | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | 49                            | —                  | 44                   | 93                            | 93        |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | 49                            | —                  | 44                   | 93                            | 6,632     |
| 当 期 末 残 高                       | 197                           | 2,202              | △204                 | 2,195                         | 21,768    |

## 連 結 注 記 表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称  
 連結子会社の数 5 社  
 主要な連結子会社の名称：高周波鑄造(株)、高周波精密(株)、(株)カムス
- (2) 非連結子会社の名称等  
 非連結子会社の名称：麦卡発商貿(上海)有限公司  
 連結の範囲から除いた理由  
 非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社 1 社（麦卡発商貿(上海)有限公司）は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

###### 2) 棚卸資産……………

通常の販売目的で保有する棚卸資産

……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 1) 有形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

耐用年数については、機械装置のうち分塊設備は27年、それ以外の有形固定資産については法人税法に定められた耐用年数によっております。

###### 2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

###### 3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、顧客から受注した製品（特殊鋼事業、鋳鉄事業の各事業の製品）を、製造して引き渡す履行義務を負っています。

顧客との契約で定められている引き渡し時点または顧客が検収した時点で、当該製品の支配が移転して、当該履行義務は充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

なお、製品の国内の販売においては、代替的な取扱いを適用して、出荷時に収益を認識しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。
- 3) 役員退職慰労引当金……………子会社の役員の退職に際し支給する退職金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法…退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

……………数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

2) グループ通算制度を適用しております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、繰延税金資産543百万円を連結貸借対照表に計上しております。

##### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

###### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。

###### ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の発生額の見積りは、中期経営計画を基礎として行われます。当該見積りにおける、見込み売上数量、原燃料等価格の変動及びこれに伴う販売価格改定等には高い不確実性を伴います。

###### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の発生額の見積りは、入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行ったものでありますが、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果は当該見積りと異なる場合があります。その結果、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(固定資産の減損)

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、有形固定資産10,748百万円及び無形固定資産142百万円を連結貸借対照表に計上しております。このうち8,443百万円(有形固定資産8,333百万円及び無形固定資産110百万円)は、特殊鋼事業における日本高周波鋼業株式会社の固定資産であります。

##### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、有形・無形固定資産について、ほかの資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングしております。営業損益が継続してマイナスとなるなど減損の兆候が認められる場合、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を当期の損失として計上いたします。回収可能価額は、原則として遊休資産は正味売却価額、その他の資産は使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額としております。使用価値は、経営環境等の外部要因に関する情報や内部の情報に基づき、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値としております。

特殊鋼事業の資産グループについて、特殊鋼事業における日本高周波鋼業株式会社の営業損益の実績に加え、経営環境や中期経営計画に基づいた営業損益の見込みも考慮して、減損の兆候に該当するか否かを検討しております。当該計画は、情報デジタル産業等向け特殊鋼製品の需要回復、直近の動向を踏まえた原燃料等価格の変動及びこれに伴う販売価格の改定等の見込みを前提としております。この検討の結果、当連結会計年度において、特殊鋼事業における日本高周波鋼業株式会社の固定資産に減損の兆候はないと判断しております。なお、当連結会計年度において、独立した資産グループである株式会社カムの一部営業所で、帳簿価額が回収可能価額を下回ったことから、70百万円の減損損失を計上しております。

特殊鋼事業において、計画どおりに進捗しないことにより、営業損益が継続してマイナスとなるなど減損の兆候が認められる場合には、減損の認識判定が必要となり、その結果、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 57,898百万円
2. 受取手形割引高等  
債権流動化に伴う買戻義務…………… 2,274百万円
3. 土地の再評価……………当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布  
法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する  
法律」（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用  
の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「土地  
再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金  
額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布 政  
令第119号）第2条第4号に定める地価税法の時価（路線価）に合  
理的な調整を行って算定する方法によって算出しております。  
再評価を行った年月日……………2002年3月31日
4. 補助金による有形固定資産の圧縮記帳額は、建物及び構築物31百万円、機械装置及び運搬具800百  
万円であり、取得価額より減額しております。
5. 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。  
契約負債…………… 10百万円

## 連結損益計算書に関する注記

### 減損会計に関する注記

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 用途         | 場所      | 種類          | 減損損失   |
|------------|---------|-------------|--------|
| 金型・工具生産設備等 | 千葉県市川市  | 機械装置及び運搬具   | 60百万円  |
|            |         | 有形固定資産「その他」 | 3百万円   |
| 特殊鋼販売拠点    | 神奈川県厚木市 | 建物及び構築物     | 9百万円   |
|            |         | 機械装置及び運搬具   | 1百万円   |
|            |         | 有形固定資産「その他」 | 1百万円   |
|            |         | 土地          | 57百万円  |
|            |         | 合計          | 133百万円 |

当社は、内部管理上採用している事業区分を基礎として事業用資産をグルーピングしており、将来の使用が見込まれない遊休資産は、個々の物件単位でグルーピングを行っております。

当社の連結子会社である高周波精密株式会社が実施した事業再構築により、保有している金型・工具生産設備等は遊休化したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当社の連結子会社である株式会社カムスが営業拠点を集約し、厚木営業所が遊休化することとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、売却を予定しているものについては正味売却価額により測定しており、売却が見込まれないものは零として評価しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式

14,687,617株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2023年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 73              | 5                | 2023年3月31日 | 2023年6月29日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものの次のとおり、決議を予定しております。

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の<br>総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|----------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|------------|------------|
| 2024年6月21日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 732                 | 利益剰余金 | 50                  | 2024年3月31日 | 2024年6月24日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰計画を作成し、必要な資金調達を行っております。資金の運用・調達については、神戸製鋼グループのキャッシュ・マネジメント・サービス（以下CMSと言う）に参加しており、短期的な運転資金は主に神戸製鋼所等より調達しており、一時的な余資はCMSに預け入れております。また、設備投資資金については自己資金または株式会社神戸製鋼所等からの借入等によっております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、そのうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金には運転資金等の調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業規程に従い、営業債権について、各営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

##### 2) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社及び連結子会社は、借入金については短期が大半であり、金利については、リスクヘッジ手段を講じておりません。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### 3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、預け金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、営業外支払手形、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額（*） | 時 価 （*） | 差 額 |
|------------------|-------------------|---------|-----|
| 投資有価証券           | 409               | 409     | —   |
| 長期借入金（1年以内返済を含む） | (85)              | (84)    | △0  |

（\*） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

- (1) 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

|       | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 485        |

- (2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

|        | 1年以内  |
|--------|-------|
| 現金及び預金 | 166   |
| 預け金    | 663   |
| 受取手形   | 1,958 |
| 売掛金    | 6,039 |

（注）破産更生債権等（3百万円）は回収時期を合理的に見積ることが困難であるため、記載しておりません。

(3) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

|          | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|----------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 短期借入金(*) | (2,025) | —           | —           | —           | —           | —   |
| 長期借入金(*) | (85)    | —           | —           | —           | —           | —   |
| 合計(*)    | (2,110) | —           | —           | —           | —           | —   |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| レベル1の時価 | 同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価    |
| レベル2の時価 | レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価 |
| レベル3の時価 | 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価                  |

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分     | 時 価  |      |      |     |
|--------|------|------|------|-----|
|        | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 投資有価証券 | 409  | —    | —    | 409 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分               | 時 価 (＊) |       |       |      |
|------------------|---------|-------|-------|------|
|                  | レベル 1   | レベル 2 | レベル 3 | 合計   |
| 長期借入金（１年以内返済を含む） | －       | (84)  | －     | (84) |

(＊) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

(単位：百万円)

|     | 当連結会計年度 |
|-----|---------|
| 特殊鋼 | 27,721  |
| 鋳鉄  | 8,893   |
| 合計  | 36,614  |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、顧客から受注した製品（特殊鋼事業、鋳鉄事業の各事業の製品）を、製造して引き渡す履行義務を負っています。

顧客との契約で定められている引き渡し時点または顧客が検収した時点で、当該製品の支配が移転して、当該履行義務は充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

なお、製品の国内の販売においては、代替的な取扱いを適用して、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価としております。

取引の対価は顧客との契約に基づき、履行義務を充足してから1年以内で回収しております。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|                     | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 9,200   |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 7,998   |
| 契約負債（期首残高）          | 15      |
| 契約負債（期末残高）          | 10      |

契約負債は、鋳鉄事業の前受金であります。当連結会計年度で認識された収益の額のうち期首残高の契約負債に含まれていた額は13百万円であります。過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

なお、連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は期末時点で履行義務を充足していない残高であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,485円48銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 451円21銭   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

| 科 目                  | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
|----------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>       | <b>32,675</b> 百万円 | <b>負 債 の 部</b>          | <b>12,643</b> 百万円 |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>21,021</b>     | <b>流 動 負 債</b>          | <b>10,351</b>     |
| 現金及び預金               | 122               | 支払手形                    | 171               |
| 預 け 金                | 596               | 買 掛 金                   | 1,782             |
| 受 取 手 形              | 721               | 電子記録債務                  | 3,172             |
| 売 掛 金                | 5,582             | 短期借入金                   | 3,450             |
| 製 品                  | 1,450             | リ ー ス 債 務               | 5                 |
| 仕 掛 品                | 5,191             | 未 払 金                   | 212               |
| 原材料及び貯蔵品             | 6,510             | 未 払 費 用                 | 905               |
| 前 払 費 用              | 53                | 未 払 法 人 税 等             | 39                |
| 未 収 入 金              | 750               | 未 払 消 費 税 等             | 196               |
| そ の 他 金              | 53                | 賞 与 引 当 金               | 176               |
| 貸 倒 引 当 金            | △11               | そ の 他                   | 239               |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>11,653</b>     | <b>固 定 負 債</b>          | <b>2,291</b>      |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>8,333</b>      | 退職給付引当金                 | 1,681             |
| 建 物                  | 912               | 土地再評価に係る                | 574               |
| 構 築 物                | 296               | 繰 延 税 金 負 債             |                   |
| 機 械 及 び 装 置          | 2,790             | リ ー ス 債 務               | 0                 |
| 車 輜 及 び 運 搬 具        | 6                 | 資 産 除 去 債 務             | 35                |
| 工 具 器 具 及 び 備 品      | 155               |                         |                   |
| 土 地                  | 3,930             |                         |                   |
| 建 設 仮 勘 定            | 241               |                         |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>110</b>        | <b>純 資 産 の 部</b>        | <b>20,031</b>     |
| 施 設 利 用 権            | 2                 | <b>株 主 資 本</b>          | <b>18,738</b>     |
| ソ フ ト ウ エ ア          | 107               | <b>資 本 金</b>            | <b>12,721</b>     |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>3,210</b>      | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>6,056</b>      |
| 投 資 有 価 証 券          | 840               | 利 益 準 備 金               | 7                 |
| 関 係 会 社 株 式          | 1,359             | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 6,049             |
| 出 資 金                | 1                 | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 6,049             |
| 関 係 会 社 出 資 金        | 9                 | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△39</b>        |
| 前 払 年 金 費 用          | 606               | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>1,293</b>      |
| 繰 延 税 金 資 産          | 316               | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 187               |
| そ の 他 金              | 91                | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 1,105             |
| 貸 倒 引 当 金            | △16               |                         |                   |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>32,675</b>     | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>32,675</b>     |

## 損益計算書

( 2023年 4 月 1 日から  
2024年 3 月31日まで )

| 科 目          |         | 金 額    |
|--------------|---------|--------|
|              |         | 百万円    |
| 売上           | 高価      | 25,218 |
| 売上           | 原価      | 24,637 |
| 販売費          | 総利      | 581    |
| 営業費          | 及び一般管理費 | 1,626  |
| 営業外          | 損失      | △1,045 |
| 受取利息         | 及び配当金   | 5,599  |
| 受取賃貸料        |         | 106    |
| 保険配当金        |         | 28     |
| その他の収益       |         | 13     |
| 営業外費用        |         |        |
| 支払利息         |         | 68     |
| 貸与資産減価償却費    |         | 52     |
| その他の費用       |         | 31     |
| 経常利益         |         | 4,551  |
| 特別利益         |         |        |
| 投資有価証券売却益    |         | 35     |
| 特別損失         |         |        |
| 固定資産処分損失     |         | 20     |
| 災害による損失      |         | 31     |
| 税引前当期純利益     |         | 4,534  |
| 法人税、住民税及び事業税 |         | △571   |
| 法人税等調整額      |         | △153   |
| 当期純利益        |         | 5,259  |

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                          |           |     |         |
|-------------------------|---------|-----------|--------------------------|-----------|-----|---------|
|                         | 資 本 金   | 利 益 剰 余 金 |                          |           | 自 株 | 株 資 合 計 |
|                         |         | 利 準 備 金   | そ の 他 剰 余 金<br>繰 越 利 益 金 | 利 剰 余 金 計 |     |         |
| 当 期 首 残 高               | 12,721  | —         | 870                      | 870       | △39 | 13,552  |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                          |           |     |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |         | 7         | △80                      | △73       |     | △73     |
| 当 期 純 利 益               |         |           | 5,259                    | 5,259     |     | 5,259   |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |                          |           | △0  | △0      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |                          |           |     |         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | 7         | 5,178                    | 5,186     | △0  | 5,185   |
| 当 期 末 残 高               | 12,721  | 7         | 6,049                    | 6,056     | △39 | 18,738  |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等    |                 |                   | 純 資 産 計 |
|-------------------------|--------------------|-----------------|-------------------|---------|
|                         | そ の 他 有 価 証券 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 金 計 |         |
| 当 期 首 残 高               | 149                | 1,105           | 1,254             | 14,807  |
| 当 期 変 動 額               |                    |                 |                   |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                    |                 |                   | △73     |
| 当 期 純 利 益               |                    |                 |                   | 5,259   |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                    |                 |                   | △0      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | 38                 | —               | 38                | 38      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 38                 | —               | 38                | 5,224   |
| 当 期 末 残 高               | 187                | 1,105           | 1,293             | 20,031  |

## 個 別 注 記 表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
  - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 市場価格のない株式等以外のもの
      - 期末日の市場価格等に基づく時価法
      - (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - 市場価格のない株式等
      - 主として移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産……………
  - 通常の販売目的で保有する棚卸資産
    - ……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産……………定額法を採用しております。  
(リース資産を除く) 耐用年数については、機械装置のうち分塊設備は27年、それ以外の有形固定資産については法人税法に定められた耐用年数によっております。
- 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。

- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 1) 退職給付見込額の期間帰属方法…退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- 2) 数理計算上の差異の費用処理方法……………数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客から受注した特殊鋼製品を、製造して引き渡す履行義務を負っています。顧客との契約で定められている引き渡し時点または顧客が検収した時点で、当該製品の支配が移転して、当該履行義務は充足されるため、当該時点で収益を認識しております。なお、製品の国内の販売においては、代替的な取扱いを適用して、出荷時に収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- (2) グループ通算制度を適用しております。

#### 6. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において、繰延税金資産316百万円を貸借対照表に計上しております。

- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類等の利用者の理解に資するその他の情報

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。

- ②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の発生額の見積りは、中期経営計画を基礎として行われます。当該見積りにおける、見込み売上数量、原燃料等の価格変動及びこれに伴う販売価格改定等には高い不確実性を伴います。

- ③翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の発生額の見積りは、入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行ったものでありますが、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果は当該見積りと異なる場合があります。その結果、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において、有形固定資産8,333百万円及び無形固定資産110百万円を貸借対照表に計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社は、有形・無形固定資産について、ほかの資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングしております。営業損益が継続してマイナスとなるなど減損の兆候が認められる場合、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を当期の損失として計上いたします。回収可能価額は、原則として遊休資産は正味売却価額、その他の資産は使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額としております。使用価値は、経営環境等の外部要因に関する情報や内部の情報に基づき、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値としております。

当社の営業損益の実績に加え、経営環境や中期経営計画に基づいた営業損益の見込みも考慮して、減損の兆候に該当するか否かを検討しております。当該計画は、情報デジタル産業等向け特殊鋼製品の需要回復、直近の動向を踏まえた原燃料等価格の変動及びこれに伴う販売価格の改定等の見込みを前提としております。この検討の結果、当事業年度において減損の兆候はないと判断しております。計画どおりに進捗しないことにより、営業損益が継続してマイナスとなるなど減損の兆候が認められる場合には、減損の認識判定が必要となり、その結果、翌事業年度の計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 3,683百万円 |
| 短期金銭債務 | 4,441百万円 |

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 47,306百万円

### 3. 保証債務の明細

| 被保証者          | 保証金額     | 被保証債務の内容                                   |
|---------------|----------|--------------------------------------------|
| (株) カ ム ス     | 1,647百万円 | コベルコフィナンシャルセンター(株)に対する子会社債務についての経営指導念書の差入れ |
| 高 周 波 鋳 造 (株) | 462百万円   |                                            |
| 合 計           | 2,110百万円 | —                                          |

### 4. 受取手形割引高等

債権流動化に伴う買戻義務 828百万円

5. 土地の再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「土地再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の時価（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法によって算出しております。
- 再評価を行った年月日 2002年3月31日

6. 補助金による有形固定資産の圧縮記帳額は、建物30百万円、機械及び装置412百万円であり、取得価額より減額しております。

## 損益計算書に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高  |           |
| 営業取引による取引高 |           |
| 売上高        | 10,613百万円 |
| 仕入高        | 4,053百万円  |
| 販売費及び一般管理費 | 120百万円    |
| 営業取引以外の取引高 |           |
| その他の収益     | 5,627百万円  |
| その他の費用     | 68百万円     |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 自己株式に関する事項               |         |
| 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 |         |
| 普通株式                     | 33,229株 |

## 税効果会計に関する注記

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |        |
| (繰延税金資産)                   |        |
| 賞与引当金                      | 54百万円  |
| 棚卸資産評価損                    | 98     |
| 退職給付引当金                    | 328    |
| 税務上の繰越欠損金                  | 194    |
| 減損損失                       | 1,955  |
| その他                        | 155    |
| 繰延税金資産小計                   | 2,786  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額         | △194   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額      | △2,199 |
| 繰延税金資産合計                   | 393    |
| (繰延税金負債)                   |        |
| その他有価証券評価差額金               | 76     |
| 繰延税金負債合計                   | 76     |
| 繰延税金資産の純額                  | 316    |
| 土地再評価に係る繰延税金負債             | 574    |

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称        | 所在地               | 資本金            | 事業の内容                   | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                 |
|-----|---------------|-------------------|----------------|-------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------|
| 親会社 | 株式会社<br>神戸製鋼所 | 兵庫県<br>神戸市<br>中央区 | 百万円<br>250,930 | 鉄鋼、非鉄、<br>機械などの<br>製造販売 | (被所有)<br>直接<br>51.8%        | (株)神戸製鋼所製品の購<br>入、当社製品の販売並び<br>に運転資金等の借入れ |

| 取引内容          |                      | 取引金額         | 科目    | 期末残高       |
|---------------|----------------------|--------------|-------|------------|
| 営 業 取 引       | 原材料等の購入              | 百万円<br>2,882 | 買掛金   | 百万円<br>762 |
|               | 特殊鋼製品等<br>の販売        | 7,565        | 売掛金   | 1,585      |
| 営業取引<br>以外の取引 | 運転資金等の借入<br>れの返済     | 8,880        | 短期借入金 | —          |
|               | 運転資金等の借入<br>れに伴う支払利息 | 44           | 未払費用  | —          |
|               | 債権流動化に<br>係る買戻義務     | 828          | —     | —          |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 原材料の購入については、市場の実勢価格をみて価格交渉の上、決定しております。
- (2) 特殊鋼製品等の販売については、市場価格、総原価を勘案して、価格交渉の上、決定しております。
- (3) 運転資金等の借入れに対する利息については、市場金利を勘案の上、株式会社神戸製鋼所より提示を受けて決定しております。
- (4) 債権流動化に係る買戻義務は、補償契約に基づき買戻義務を負っているものであります。

## 2. 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称      | 所在地        | 資本金        | 事業の内容                              | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                           |
|-----|-------------|------------|------------|------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 子会社 | 株式会社<br>カムス | 群馬県<br>太田市 | 百万円<br>300 | 各種鋼材の<br>加工・販売、<br>金属の熱処<br>理、表面処理 | 所有<br>直接<br>100%            | 当社製品の販売及び<br>熱処理業務<br>債務保証<br>役員の兼任 |

| 取引内容          |               | 取引金額         | 科目  | 期末残高         |
|---------------|---------------|--------------|-----|--------------|
| 営 業 取 引       | 特殊鋼製品等<br>の販売 | 百万円<br>3,048 | 売掛金 | 百万円<br>1,335 |
| 営業取引<br>以外の取引 | 債務保証          | 1,647        | —   | —            |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 特殊鋼製品等の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。
- (2) 債務保証については、(株)カムスのコベルコフィナンシャルセンター(株)よりの運転資金の借入れにつき、債務保証を行ったものであり、保証料の受領は行っておりません。

| 種類  | 会社等の名称         | 所在地        | 資本金       | 事業の内容                               | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                |
|-----|----------------|------------|-----------|-------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------|
| 子会社 | エヌケイ精工<br>株式会社 | 富山県<br>射水市 | 百万円<br>80 | 金属の熱処理<br>および各種加<br>工、鍛造品の<br>製造・販売 | 所有<br>直接<br>100%            | 当社製品製造にかか<br>わる加工業務<br>機械設備等の賃貸<br>役員の兼任 |

| 取引内容          |                | 取引金額      | 科目   | 期末残高      |
|---------------|----------------|-----------|------|-----------|
| 営業取引<br>以外の取引 | 機械設備等<br>賃貸料 他 | 百万円<br>60 | 未収入金 | 百万円<br>38 |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- 設備の賃貸については、当社の算出した原価に基づいて賃貸料を提示し、交渉の上決定しております。

| 種類            | 会社等の名称          | 所在地        | 資本金        | 事業の内容          | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                       |
|---------------|-----------------|------------|------------|----------------|-----------------------------|-------------------------------------------------|
| 子会社           | 高周波鋳造<br>株式会社   | 青森県<br>八戸市 | 百万円<br>400 | 鋳鉄製品の製<br>造・販売 | 所有<br>直接<br>100%            | 高周波鋳造(株)製品の<br>購入<br>土地・建物等の賃貸<br>債務保証<br>役員の兼任 |
| 取引内容          |                 | 取引金額       | 科目         | 期末残高           |                             |                                                 |
| 営業取引<br>以外の取引 | 土地・建物等<br>賃貸料 他 | 百万円<br>39  | —          | 百万円<br>—       |                             |                                                 |
|               | 債務保証            | 462        | —          | —              |                             |                                                 |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 土地・建物等の賃貸については、当社の算出した原価に基づいて賃貸料を提示し、交渉の上決定しております。
- (2) 債務保証については、高周波鋳造(株)のコベルコフィナンシャルセンター(株)よりの運転資金の借入れにつき、債務保証を行ったものであり、保証料の受領は行っておりません。

| 種類            | 会社等の名称               | 所在地         | 資本金        | 事業の内容                              | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係         |
|---------------|----------------------|-------------|------------|------------------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 子会社           | 高周波精密<br>株式会社        | 東京都<br>千代田区 | 百万円<br>400 | 金型及び金型<br>部品、各種切<br>削工具等の製<br>造・販売 | 所有<br>直接<br>100%            | 運転資金等の借入<br>役員の兼任 |
| 取引内容          |                      | 取引金額        | 科目         | 期末残高                               |                             |                   |
| 営業取引<br>以外の取引 | 通算税効果額               | 百万円<br>—    | 未収入金       | 百万円<br>705                         |                             |                   |
|               | 運転資金等の借入<br>れ        | 7,920       | 短期借入金      | 3,450                              |                             |                   |
|               | 運転資金等の借入<br>れに伴う支払利息 | 24          | 未払費用       | 0                                  |                             |                   |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 短期借入金の取引金額については、期中平均残高を記載しております。

- (2) 運転資金等の借入れに対する利息については、市場金利を勘案の上、高周波精密株式会社より提示を受けて決定しております。

### 3. 兄弟会社等

| 種類          | 会社等の名称              | 所在地    | 資本金       | 事業の内容               | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                        |
|-------------|---------------------|--------|-----------|---------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | コベルコフィナンシャルセンター株式会社 | 東京都品川区 | 百万円<br>25 | 金銭貸借、出納、債権の売買等の金融業務 | なし                          | グループの資金効率向上のため、余資を預入れ及び運転資金等の借入れ |

| 取引内容          |               | 取引金額       | 科目  | 期末残高       |
|---------------|---------------|------------|-----|------------|
| 営業取引<br>以外の取引 | 余資の預入れ        | 百万円<br>607 | 預け金 | 百万円<br>596 |
|               | 余資の預入れに伴う受取利息 | 0          | —   | —          |

- (注) 1. 預け金の取引金額については、期中平均残高を記載しております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
余資の預入れに対する利息については、市場金利を勘案の上、コベルコフィナンシャルセンター(株)より提示を受けて決定しております。

## 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
当社は、顧客から受注した特殊鋼製品を、製造して引き渡す履行義務を負っています。  
顧客との契約で定められている引き渡し時点または顧客が検収した時点で、当該製品の支配が移転して、当該履行義務は充足されるため、当該時点で収益を認識しております。なお、製品の国内の販売においては、代替的な取扱いを適用して、出荷時に収益を認識しております。  
また、収益は顧客との契約において約束された対価としております。  
取引の対価は顧客との契約に基づき、履行義務を充足してから1年以内で回収しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額…………… 1,366円95銭  
2. 1株当たり当期純利益…………… 358円90銭

- (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な後発事象に関する注記

当社は、2024年2月22日開催の取締役会において、当社の連結子会社である高周波精密株式会社を吸収合併することを決議し、2024年4月1日付で吸収合併いたしました。

### (1) 取引の概要

#### ①被結合企業の名称

高周波精密株式会社

#### ②企業結合日

2024年4月1日

#### ③企業結合の方法

当社を存続会社、高周波精密株式会社を消滅会社とする吸収合併（簡易合併）

#### ④結合後企業の名称

日本高周波鋼業株式会社

### (2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

# 第99期 附属明細書

自 2023年 4月 1日  
至 2024年 3月31日

## 附属明細書の記載事項

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

日 本 高 周 波 鋼 業 株 式 会 社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

| 区分         | 資産の種類    | 期首<br>帳簿価額 | 当期<br>増加額 | 当期<br>減少額 | 当期<br>償却額 | 期末<br>帳簿価額 | 減価償却<br>累計額 | 期末<br>取得原価 |
|------------|----------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|------------|
| 有形固定<br>資産 | 建物       | 937        | 59        | 0         | 85        | 912        | 7,828       | 8,740      |
|            | 構築物      | 276        | 55        | 0         | 35        | 296        | 2,336       | 2,633      |
|            | 機械及び装置   | 3,007      | 159       | 1         | 374       | 2,790      | 35,265      | 38,056     |
|            | 車両及び運搬具  | 10         | 1         | 0         | 5         | 6          | 496         | 503        |
|            | 工具器具及び備品 | 138        | 65        | 0         | 48        | 155        | 1,379       | 1,534      |
|            | 土地       | 3,930      | —         | —         |           | 3,930      |             | 3,930      |
|            | 建設仮勘定    | 92         | 559       | 411       |           | 241        |             | 241        |
|            | 計        | 8,394      | 900       | 413       | 549       | 8,333      | 47,306      | 55,640     |
| 無形固定<br>資産 | 施設利用権    | 2          | —         | —         | 0         | 2          |             |            |
|            | ソフトウェア   | 76         | 70        | —         | 39        | 107        |             |            |
|            | 計        | 78         | 70        | —         | 39        | 110        |             |            |

注1. 減価償却累計額に減損損失累計額が含まれております。

2. 当期増加額の主な内訳は、通常の維持更新等の設備投資に関するものであります。

2. 引当金の明細

| 科目      | 期首残高   | 当期増加額 | 当期減少額 |       | 期末残高   |
|---------|--------|-------|-------|-------|--------|
|         |        |       | 目的使用  | その他   |        |
| 貸倒引当金   | 30 百万円 | — 百万円 | — 百万円 | 3 百万円 | 27 百万円 |
| 賞与引当金   | 237    | 176   | 237   | —     | 176    |
| 退職給付引当金 | 1,623  | 186   | 129   | —     | 1,681  |

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

| 科 目             | 金 額     | 摘 要               |
|-----------------|---------|-------------------|
| 運 搬 費           | 371 百万円 |                   |
| 保 管 料           | 19      |                   |
| 広 告 宣 伝 費       | 13      |                   |
| 役 員 報 酬         | 159     |                   |
| 従 業 員 給 与       | 245     |                   |
| 従 業 員 賞 与       | 70      |                   |
| 賞 与 引 当 金 繰 入 額 | 27      |                   |
| 退 職 給 付 費 用     | 41      |                   |
| 法定福利費・福利厚生費     | 93      |                   |
| 交 際 費           | 10      |                   |
| 旅 費 交 通 費       | 21      |                   |
| 通 信 費           | 12      |                   |
| 租 税 公 課         | 85      | 外形標準課税 77 百万円を含む。 |
| 減 価 償 却 費       | 1       |                   |
| 不 動 産 賃 借 料     | 82      |                   |
| 動 産 賃 借 料       | 20      |                   |
| 業 務 委 託 費       | 100     |                   |
| そ の 他           | 248     |                   |
| 計               | 1,626   |                   |

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けたサービス消費の復調を中心に緩やかに回復しました。一方、物価水準や電力などエネルギー価格の高騰による内需の低迷や海外の景気減速による今後の経済活動への影響が懸念され、先行きが不透明な状況が続いております。

こうした経済環境の中、当社グループにおいては引続き販売価格の改善に取り組んだ一方、厳しい需要環境が続き売上数量が減少しました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高366億1千4百万円(前期比17.8%減)、16億3千5百万円の営業損失(前期は8億2千1百万円の営業利益)、15億8千5百万円の経常損失(前期は8億6千6百万円の経常利益)となりましたが、当社連結子会社である高周波精密株式会社(以下、高周波精密)が保有していた固定資産の売却に関する特別利益を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益66億1千2百万円(前期は1億5千万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① 部門別の状況

##### 〔特殊鋼部門〕

販売価格の改善があるものの、工具鋼、特殊合金、軸受鋼等の売上数量が減少し、当連結会計年度の売上高は277億2千1百万円(前期比17.8%減)となりました。損益面では、販売価格改善の一方、売上数量の減少、原燃料価格の上昇、棚卸資産評価損及び高周波精密の土地売却に伴う租税公課の発生等から、15億8百万円の営業損失(前期は7億7千4百万円の営業利益)となりました。

なお、上記の前年同期数値については、高周波精密の事業再構築に伴い、従来の金型・工具セグメントを特殊鋼セグメントに含めて、これを比較しております。

##### 〔鑄鉄部門〕

販売価格の改善があるものの、産業機械向けの売上数量が減少し、当連結会計年度の売上高は88億9千3百万円(前期比18.0%減)となりました。損益面では、販売価格の改善や固定費が減少したものの、売上数量の減少及び原燃料等の価格上昇により、1億2千7百万円の営業損失(前期は4千6百万円の営業利益)となりました。

② 部門別販売状況

(金額：百万円)

| 部 門        |         | 前期・98期  |        | 当期・99期  |        | 増減率<br>(%) |
|------------|---------|---------|--------|---------|--------|------------|
|            |         | 販売金額    | 構成比(%) | 販売金額    | 構成比(%) |            |
| 特殊鋼        | 工 具 鋼   | 13,828  | 31.0   | 12,174  | 33.2   | △12.0      |
|            | 特 殊 合 金 | 10,092  | 22.7   | 9,797   | 26.8   | △2.9       |
|            | 軸 受 鋼 他 | 9,782   | 22.0   | 5,749   | 15.7   | △41.2      |
| 小 計        |         | 33,704  | 75.7   | 27,721  | 75.7   | △17.8      |
| 鑄 鉄        |         | 10,847  | 24.3   | 8,893   | 24.3   | △18.0      |
| 合 計        |         | 44,551  | 100.0  | 36,614  | 100.0  | △17.8      |
| (上記の内、輸出額) |         | (5,655) | (12.7) | (4,187) | (11.4) | (△26.0)    |

(注) 高周波精密の事業再構築に伴い、金型・工具セグメントの売上高を特殊鋼セグメント（工具鋼）に含めて、比較しております。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念『魅力ある製品の提供を通じ、環境と人間が融和した社会づくりに貢献します』に基づき、持続的な事業継続を行うためのグループ中期経営計画（2024-2026年度）を策定致しました。

私たちを取り巻く事業環境は、少子高齢化、地政学リスクの高まりやインフレ、金融引き締めの影響による需要の減少が懸念され、今後も先行き不透明な状況が続くと想定しております。経営環境変化が激しい中でも、持続的成長を果たすための経営基盤の強化を図っていきます。

当社は以下の3つを基本方針として、取り組んでいきます。

### ◆ポートフォリオ変革

特殊鋼部門では、私たちの特色である“小ロット・多品種対応”に経営資源を集中させて、今後成長が期待される「情報、医療、エネルギー」分野で使用される高機能材を拡販し、稼ぐ力を強化していきます。

鋳鉄部門では、私たちが培ってきた“技術力・提案力”を一層磨いてお客様の課題解決に貢献するとともに、高難度で付加価値の高い製品の受注拡大を目指します。

### ◆事業基盤強化

品質・コスト競争力強化のための特殊溶解の増強、製造設備の自動化、検査機器等の設備投資や操業実績のデジタル化を推進していきます。また、新商品開発や難加工材の製造技術開発によりポートフォリオ変革を加速させます。そして、納期管理を強化して、更なる短納期化にも挑戦していきます。

物流コスト等の変動に応じた販売価格へのタイムリーな転嫁も進めていきます。

### ◆SDGs経営推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネ活動と燃料転換に全力で取り組むとともに非化石電源の活用を検討していきます。

また、KOBELCOグループ企業理念である「KOBELCOの3つの約束と6つの誓い」を念頭に置き、安全活動、環境保全、防災対策、リスクマネジメント体制の強化を進めます。更に、多様な人材がそれぞれの能力を発揮できる環境を整備し、デジタル化による業務効率、生産性向上も進めていきます。

株主の皆様には今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 財産および損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                                            | 第96期<br>(2020年度) | 第97期<br>(2021年度) | 第98期<br>(2022年度) | 第99期<br>(2023年度)<br>(当連結会計年度) |
|------------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高                                          | 31,516 百万円       | 41,714 百万円       | 44,551 百万円       | 36,614 百万円                    |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ )                   | △1,763 百万円       | 583 百万円          | 866 百万円          | △1,585 百万円                    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) | △6,445 百万円       | 417 百万円          | △150 百万円         | 6,612 百万円                     |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失 (△)                      | △439.80 円        | 28.50 円          | △10.30 円         | 451.21 円                      |
| 総 資 産                                          | 37,345 百万円       | 39,335 百万円       | 41,998 百万円       | 38,958 百万円                    |
| 純 資 産                                          | 14,843 百万円       | 15,259 百万円       | 15,136 百万円       | 21,768 百万円                    |

#### ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分                              | 第96期<br>(2020年度) | 第97期<br>(2021年度) | 第98期<br>(2022年度) | 第99期<br>(2023年度)<br>(当 期) |
|----------------------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 売 上 高                            | 20,085 百万円       | 27,794 百万円       | 30,039 百万円       | 25,218 百万円                |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ )     | △1,452 百万円       | 505 百万円          | 917 百万円          | 4,551 百万円                 |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) | △6,106 百万円       | 66 百万円           | 798 百万円          | 5,259 百万円                 |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失 (△)        | △416.65 円        | 4.55 円           | 54.46 円          | 358.90 円                  |
| 総 資 産                            | 29,041 百万円       | 30,822 百万円       | 33,092 百万円       | 32,675 百万円                |
| 純 資 産                            | 13,952 百万円       | 14,006 百万円       | 14,807 百万円       | 20,031 百万円                |

### (4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は8億1千万円であり、主なものは、当社の電気炉用スラグドラッガー導入5千6百万円等であります。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資資金は、自己資金および借入金により充当いたしました。当企業集団において増資、社債発行等による資金調達はありません。

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

特殊鋼部門 : 工具鋼、特殊合金及び軸受鋼製品 (鋼線・線材・棒材・鍛鋼品・二次加工品等) の製造・販売  
鋳鉄部門 : 自動車部品や建設機械・産業機械部品等の特殊鋳物製品の製造・販売

(7) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

特殊鋼部門 当社本社 : 東京都千代田区岩本町一丁目10番5号  
支店 : 大阪 (大阪府大阪市)  
: 名古屋 (愛知県瀬戸市)  
製造所 : 富山製造所 (富山県射水市)  
(株)カムス : 本社工場 (群馬県太田市)  
: 瀬戸工場 (愛知県瀬戸市)  
鋳鉄部門 高周波鋳造(株) : 本社工場 (青森県八戸市)

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 部 門 の 名 称 | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|-----------|---------|-------------|
| 特 殊 鋼     | 725名    | △110名       |
| 鋳 鉄       | 365名    | △2名         |
| 合 計       | 1,090名  | △112名       |

(注) 高周波精密(株)の事業再構築に伴い、従来の金型・工具部門を特殊鋼部門に含めて開示しております。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-------------|---------|--------|
| 500名    | △9名         | 42歳2ヶ月  | 15年5ヶ月 |

(注) 上記従業員数には、出向者25名を含んでおりません。

(9) 重要な親会社および子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社神戸製鋼所で、同社は当社の株式を51.69%所有しております。同社からは原材料等を購入し、同社には特殊鋼製品等の販売を行っております。

原材料等の購入については、市場の実勢価格をみて価格交渉の上、決定しております。

特殊鋼製品等の販売については、市場価格や総原価を勘案して価格交渉の上、決定しております。

2023年9月まで短期借入を行っており、その短期借入金の利息については、市場金利をみて交渉の上、決定しております。

当社取締役会は、これらの取引は、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

また、同社からは取締役1名が就任しております。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資本金    | 議決権比率 | 主要な事業内容                                     |
|-------------------|--------|-------|---------------------------------------------|
| 高 周 波 鑄 造 株 式 会 社 | 400百万円 | 100 % | 鑄鉄製品の製造・販売                                  |
| 高 周 波 精 密 株 式 会 社 | 400    | 100   | —                                           |
| 株 式 会 社 カ ム ス     | 300    | 100   | 各種鋼材の加工・販売、金属の熱処理・表面処理、標準切削工具及び標準金型部品の製造・販売 |
| エヌケイ精工株式会社        | 80     | 100   | 金属の熱処理および各種加工、鍛造品の製造・販売                     |
| 麦卡発商貿(上海)有限公司     | 800千元  | 100   | 鋼材、合金材料、金属製品の卸売・輸出入・アフターサービス                |
| 株式会社東北コアセンター      | 10百万円  | (100) | 鑄物用中子の製造、鑄鉄製品の加工                            |

- (注) 1. 麦卡発商貿(上海)有限公司を除く上記の重要な子会社は、連結対象子会社であります。  
なお、株式会社東北コアセンターは高周波鑄造株式会社を通じての間接子会社であり、括弧内は間接子会社としての議決権比率を示しております。
2. 高周波精密株式会社は2023年6月1日に標準切削工具及び標準金型部品事業に関して有する権利義務を株式会社カムスに会社分割による承継を行い、2024年4月1日に当社が吸収合併をしております。

(10) 当社の主要な借入先および借入額（2024年3月31日現在）

| 借入先       | 借入金残高     |
|-----------|-----------|
| 高周波精密株式会社 | 3,450 百万円 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2024年2月22日開催の取締役会において、当社の連結子会社である高周波精密株式会社を当社が吸収合併することを決議し、2024年4月1日付で吸収合併いたしました。

なお、本吸収合併に関する詳細は計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載の通りであります。

## 2. 当社の概況（2024年3月31日現在）

### (1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,654,288株

（自己株式33,329株を除く）

（注）自己株式については失念株式100株が含まれております。

- ③ 株主数 8,994名
- ④ 大株主

| 株 主 名                   | 持 株 数   | 持株比率   |
|-------------------------|---------|--------|
| 株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所       | 7,575千株 | 51.69% |
| 大 野 哲 博                 | 301     | 2.05   |
| 浅 井 産 業 株 式 会 社         | 271     | 1.85   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 228     | 1.56   |
| 立 花 証 券 株 式 会 社         | 200     | 1.36   |
| 株 式 会 社 オ カ イ チ         | 120     | 0.81   |
| 加 藤 一 康                 | 119     | 0.81   |
| 林 良 策                   | 118     | 0.80   |
| 尾 崎 充                   | 103     | 0.70   |
| 加 藤 誠 悟                 | 89      | 0.61   |

（注）持株比率は自己株式(33千株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

| 地 位                      | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                                                                                |
|--------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 社 長<br>(代 表 取 締 役) | 小 椋 大 輔   |                                                                                              |
| 取締役専務執行役員                | 下 野 茂 治   | グループ品質保証の担当および富山製造所長<br>エヌケイ精工株式会社 代表取締役社長<br>(非常勤)                                          |
| 取締役常務執行役員                | 小 野 寺 謙 司 | 営業本部長(兼)大阪支店長<br>株式会社カムス 代表取締役社長(非常勤)<br>麦卡発商貿(上海)有限公司 董事長(非常勤)                              |
| 取締役常務執行役員                | 村 越 久 人   | グループコンプライアンスの担当、監査室の担当<br>および総務企画本部長(兼)同本部管理部長<br>高周波鑄造株式会社 監査役(非常勤)<br>高周波精密株式会社 代表取締役(非常勤) |
| 取 締 役<br>(非常勤)           | 三 枝 功     | 株式会社神戸製鋼所 鉄鋼アルミ事業部門<br>企画管理部 統括グループ長                                                         |
| 社 外 取 締 役<br>(非常勤)       | 宮 島 哲 也   | 梶谷総合法律事務所 パートナー弁護士<br>日本調理機株式会社 社外取締役監査等委員                                                   |
| 社 外 取 締 役<br>(非常勤)       | 長 野 寛 之   | 兵庫県立大学 産学連携・研究推進機構特任教授                                                                       |
| 監 査 役<br>(常 勤)           | 久 留 島 靖 章 | 株式会社カムス 監査役(非常勤)                                                                             |
| 社 外 監 査 役<br>(非常勤)       | 高 尾 和 一 郎 | 永沢総合法律事務所 パートナー弁護士<br>再就職等監視委員会 再就職等監察官<br>(内閣府・非常勤)                                         |
| 社 外 監 査 役<br>(非常勤)       | 谷 川 通 隆   |                                                                                              |

- (注) 1. 取締役 宮島哲也、長野寛之の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 高尾和一郎、谷川通隆の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役 宮島哲也、長野寛之の両氏および監査役 高尾和一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 谷川通隆氏は、過去に親会社である株式会社神戸製鋼所の経理部門および特定関係事業者(親会社の子会社)であるコベルコ建機株式会社の財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 事業年度中に退任した役員は次のとおりであります。

| 退任時の地位           | 氏 名     | 退任時の担当および重要な兼職の状況          | 退任年月日                   |
|------------------|---------|----------------------------|-------------------------|
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 藤 井 晃 二 |                            | 2023年6月28日<br>任期満了による退任 |
| 取締役<br>専務執行役員    | 定 村 剛   | 鋳物事業の担当<br>高周波鋳造株式会社 専務取締役 | 2023年6月28日<br>任期満了による退任 |

6. 2024年4月1日付の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

| 地 位            | 氏 名     | 異動後の担当および重要な兼職の状況                                          |
|----------------|---------|------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>常務執行役員  | 村 越 久 人 | グループコンプライアンスの担当、監査室の担当<br>および総務企画本部長<br>高周波鋳造株式会社 監査役（非常勤） |
| 社外取締役<br>（非常勤） | 長 野 寛 之 | 兵庫県立大学 社会価値創造機構特任教授                                        |

7. 当社と取締役 宮島哲也、長野寛之の両氏および各監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
8. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。

② 取締役及び監査役の報酬等

ア 役員報酬等の内容決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績面での結果責任を明確にし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう利益水準に応じて変動するとともに、各役位を踏まえた適正な水準の報酬体系とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬と業績に応じた業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役や非業務執行取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の規模、従業員給与の水準、常勤・非常勤の別、役員兼務の状況等を考慮しながら総合的に勘案し、独立社外取締役の助言を踏まえて決定するものとする。

3. 業績連動報酬（金銭報酬）の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前年度の当社経常損益に応じて算出された額を月例の報酬として支給する。目標となる金額等については、中期経営計画等を基に設定し、適宜、環境の変化に応じて独立社外取締役の助言を踏まえて見直しを行うものとする。

具体的には、当社の事業規模や業績水準及び役位、職責、従業員給与の水準等を総合的に勘案して設定した役位ごとの基準報酬額を、一定範囲の基準利益を設けた上で、前年度利益がその基準利益を超えた場合は、その水準に応じて一定の比率（2%～10%）で増額させ、逆に下回る場合は一定（△5%）以上の比率で減額して、業績連動報酬として支給する。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合については、次の表のとおりとする。

○基本報酬と業績連動報酬の基準比率

| 役 位       | 基本報酬 | 業績連動報酬 | 備 考                                                  |
|-----------|------|--------|------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 3%   | 97%    | 業績が基準利益を上回る場合は業績連動報酬の基準報酬額を2～10%で増額、下回る場合は△5%以上減額する。 |
| 取締役専務執行役員 | 4%   | 96%    |                                                      |
| 取締役常務執行役員 | 5%   | 95%    |                                                      |
| 取締役執行役員   | 6%   | 94%    |                                                      |
| 非業務執行取締役  | 100% | 0%     |                                                      |

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬については、代表取締役社長が上記各種方針及び独立社外取締役の助言を踏まえて取締役会に提案し、取締役会の決議を以って決定するものとする。

イ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分                    | 人数           | 報酬毎の総額                  | 報酬毎の種類別の総額             |                 |
|------------------------|--------------|-------------------------|------------------------|-----------------|
|                        |              |                         | 基本報酬                   | 業績連動報酬          |
| 取 締 役<br>(内 社 外 取 締 役) | 8 名<br>(2 名) | 109,110千円<br>(9,600千円)  | 14,700千円<br>(9,600千円)  | 94,410千円<br>(-) |
| 監 査 役<br>(内 社 外 監 査 役) | 3 名<br>(2 名) | 29,040千円<br>(8,880千円)   | 29,040千円<br>(8,880千円)  | -<br>(-)        |
| 合 計<br>(内 社 外 役 員)     | 11名<br>(4 名) | 138,150千円<br>(18,480千円) | 43,740千円<br>(18,480千円) | 94,410千円<br>(-) |

- (注) 1. 上記の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、2023年6月28日開催第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおり、その他無報酬の取締役1名を除いているためであります。
2. 業績連動報酬にかかる業績指標は、前年度の一定範囲の経常利益(1,000百万円～1,600百万円)を基準利益として設定しております。なお、前年度の実績は505百万円の経常利益であります。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。基準報酬額は、当社の事業規模や業績水準及び役位、職責、従業員給与の水準等を総合的に勘案して役位ごとに設定しております。
3. 取締役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の第65回定時株主総会において、年額245百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第69回定時株主総会において、年額44百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役宮島哲也氏は、梶谷綜合法律事務所のパートナー弁護士および日本調理機株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社は梶谷綜合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、当社からの支払い報酬は同事務所の規模に比して僅少であり、社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。日本調理機株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役長野寛之氏は、兵庫県立大学 産学連携・研究推進機構特任教授であります。同大学と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役高尾和一郎氏は、永沢総合法律事務所のパートナー弁護士および再就職等監視委員会再就職等監察官（内閣府・非常勤）であります。永沢総合法律事務所および再就職等監視委員会と当社との間には特別な関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                           |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 宮島 哲也 | 取締役会は19回開催中18回出席し、主に弁護士として培った経験・見識から積極的に意見を述べております。特に会社経営の監督機能強化およびコンプライアンス経営等について専門的な立場から助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                         |
| 社外取締役 長野 寛之 | 取締役会は19回開催中19回出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から積極的に意見を述べております。特に会社経営の監督機能強化および技術面から見た事業運営について専門的な立場から助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。                        |
| 社外監査役 高尾和一郎 | 取締役会は19回開催中17回出席し、監査役会は15回開催中13回出席いたしました。取締役会においては、弁護士として培われた高度な専門知識の観点から、取締役の職務が適正に執行されるよう発言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っております。                            |
| 社外監査役 谷川 通隆 | 取締役会は監査役就任後19回開催中19回出席し、監査役会は監査役就任後15回開催中15回出席いたしました。取締役会においては、長年にわたる財務・経理業務の経験をもとに、客観的な視点から当社経営への助言や取締役の職務が適正に執行されるよう発言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っております。 |

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

| 区 分                                  | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）               | 50百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 50百万円 |

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由  
会計監査人である有限責任あずさ監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。
- ④ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
当社は、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。  
また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

### 3. 会社の業務の適正を確保するための体制および運用状況

#### (1) 会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を、以下のとおり定めております。

##### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令定款遵守の体制の確立に努める。

イ 法令等を遵守した行動をとるための基本方針として「KOBELCOの3つの約束と6つの誓い」を定めるとともに、具体的なコンプライアンス活動の基本的な事項として「コンプライアンス規程」を定め、その周知徹底と遵守の推進を図る。

ウ 会社内に、取締役会の助言機関として外部委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する。

エ 「KOBELCOの3つの約束と6つの誓い」や法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為などの情報が経営者に正しく伝わる制度（内部通報制度、コンプライアンスホットライン）により、通報者の保護を図るとともに透明性を維持した的確な対処の体制を整備する。

##### ② 財務報告の適正性確保のための体制整備

「財務報告に係る内部統制基本規程」に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

##### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア 取締役会および「経営会議」等重要事項を審議する会議体における議事の経過の要領およびその結果については、法令および社内規程の定めるところに従って議事録を作成し、適切に保存・管理する。

イ 重要事項に係る決裁書等、職務の執行にかかわる重要な文書等については、適切に作成・保存・管理する。

##### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、同規程に従って会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクを網羅的・統括的に管理し、必要に応じ適切な会議体において確認評価し、その対処方針を審議・決定する。

**⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

ア 2020年6月から執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行の機能を分離した。

イ 社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。

**⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

ア 子会社の経営については「関係会社管理規程」に従い、その自主性を尊重しつつ、重要な意思決定に際しては当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などが行なわれる体制を整備するとともに、一定金額を超える設備投資や財産処分行為他については、当社の取締役会または「連結経営会議」における承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。

イ 子会社に対して、適宜取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理・監督する。

ウ 当社および子会社は、各社の「リスク管理規程」に従い、会社を取り巻くリスクを把握して評価を行い、適切な予防保全策を立案・実行する統制活動（リスク管理活動）を推進する。

エ 当社「コンプライアンス委員会」をグループ企業全体のコンプライアンスの助言機関とし、同時に子会社は、それぞれ業務の適正の確保に必要なコンプライアンス体制を整備する。

**⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務遂行を補助するための使用人を監査室に置く。

**⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性ならびに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

ア 当該使用人の人事異動および業績評価については、監査役と事前に協議する。

イ 当該使用人は「監査役監査規程」に従い、監査役の指示を受けて監査役監査に係る補助業務等を行なう。なお、監査役監査に係る補助業務等の遂行にあたっては、取締役・執行役員および使用人はこれを妨げず、監査役の指示の実効性確保に協力する。

**⑨ 監査役への報告に関する体制**

ア 取締役・執行役員、使用人および子会社の取締役、監査役、使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令、定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれある事実を知ったときは、遅滞なく監査役または監査役会に報告する。

イ 取締役・執行役員、使用人および子会社の取締役、監査役、使用人は、監査役会および監査役から要請があった場合のほか、必要に応じて、職務の執行、コンプライアンスおよびリスク管理等の状況について、監査役または監査役会に報告する。

**⑩ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査役に報告を行なった者が不利な取扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に定め、その周知徹底を図る。

**⑪ 監査役の職務の執行等について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査役および監査役会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

**⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

ア 代表取締役は、監査役と可能なかぎり会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。

イ 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

**(2) 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社グループにおける会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

**① 取締役の職務執行**

当社は、取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っております。当連結会計年度については臨時を含めて19回開催しております。また、社外取締役は、取締役会に出席して適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めるとともに、監査役との定期的な意見交換によってその職務の実効性を高めております。

さらに、事業戦略や業務執行に関わる重要事項を適切かつ効率的に審議する場として、代表取締役社長、執行役員で構成される「経営会議」を開催し、自由・闊達な議論を行っております。同会議における審議事項は必要に応じて、取締役会に審議事項もしくは報告事項として上程しております。

② **コンプライアンス**

親会社である株式会社神戸製鋼所のコンプライアンスプログラムに基づいて法令遵守体制を整備し、その定着を図るためのe-ラーニング等による教育を実施するとともに、職場環境の改善を目的とした「語り合う場」の開催やコミュニケーション向上の活動に取り組みました。

社外取締役を中心とした委員が助言を行う機関である「コンプライアンス委員会」を1回開催いたしました。また、コンプライアンスほっとラインによる相談が1件ありました。これらの案件については適切に対処しております。なお、内部通報制度による通報案件はありませんでした。

③ **リスクの管理体制**

当社はグループ経営に重大な影響を及ぼす可能性がある様々なリスク事象を予め設定し、それぞれについてグループ一体となって発生防止の活動を行っております。「リスク管理規程」に基づくグループ全体の会議体を半期毎に計2回開催し、この活動状況を報告のうえ次期の活動計画について審議・決定いたしました。また、その結果を取締役会へ報告し、得られた助言を活動に反映しております。

④ **子会社の管理体制**

「関係会社管理規程」に基づき、当社主管部門が子会社の管理を合理的かつ効果的に行っております。また、子会社の重要事項は「連結経営会議」にて審議決裁するとともに、取締役会において経営状況についての報告を受けております。

⑤ **監査役の責務**

監査役は、監査役会を原則月1回開催して情報共有を行っております。当連結会計年度については臨時を含めて15回開催しております。また、内部監査の担当部署である監査室との緊密な連携を保ちつつ、内部監査の結果について報告を受けております。さらに、取締役会等の重要な会議に出席し、必要な場合は意見を述べ、業務執行が適切に行われているかの確認および監査の実効性の向上を図っております。

監査役は、監査室との連携のみならず当社および子会社の取締役、子会社の監査役ならびに会計監査人との適宜な意見交換により、経営の健全化に努めております。

---

事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 第 99 期事業報告に係る附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

以上



あずさ監査法人

## 独立監査人の監査報告書

日本高周波鋼業株式会社

第99期

自 2023 年 4 月 1 日  
至 2024 年 3 月 31 日

有限責任 あずさ監査法人  
2024年5月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

日本高周波鋼業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永 井 勝

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 井 伸 幸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 島 久 木

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本高周波鋼業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本高周波鋼業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

日本高周波鋼業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永 井 勝

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 井 伸 幸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 島 久 木

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本高周波鋼業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するため

のセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。それらをもとに会計監査人の評価表を策定し、監査状況について検証しました。  
なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

日本高周波鋼業株式会社 監査役会

常勤監査役 久留島靖章

社外監査役 高尾和一郎

社外監査役 谷川通隆